

NHK ハートネットTV (Eテレ)

シリーズ戦後70年 「第1回 障害者はどう生きてきたか」

コメンテーター： 藤井克徳さん

日本障害フォーラム幹事会議長、日本障害者協議会常務理事、
きょうされん常務理事、Wasia（重度障害者のアジアネット
ワーク）代表、内閣府・障害者政策委員会委員長代理

はじめに

2014年1月、日本は障害者権利条約を批准した
障害者の人権保障の現状は、発展の足跡と格差の増大が同居している

<障害者の人権保障 戦後70年のキーワード>

人間扱いされなくて1940年代～

1945年 終戦

1949年 身体障害者福祉法

私も働きたい1960年代～

1960年 身体障害者雇用促進法

1969年 日本初の「共同作業所」

1979年 養護学校義務化

私たち抜きに 私たちのことを決めないで1980年代～

1981年 国際障害者年

2006年 障害者権利条約採択

1. 人間扱いされなくて

1932 (昭和7)年 日本初の肢体不自由児養護学校 (光明学校) が東京・麻布に開校

お国のためにと軍事教練

「兵隊になれないのは人間じゃない」って言われたから 「人間扱いを受けなかった」

戦時中は「穀潰し」「非国民」といわれ、人間扱いをされていなかった。

兵力になれるかなれないかが 人間の価値を計るバロメーターだった。

傷痍軍人たちが きびしい闘病生活

ガゼを洗って使いまわした 生活苦から街頭や電車の中で募金活動

「現政府はわれわれに死ねというのか」

1948年 結核患者とともに日本患者同盟を結成 運動は広がる

障害種別ごとの団体、全日本ろうあ連盟（聴覚障害者）、日本盲人会連合会（視覚障害者）、全国手をつなぐ育成会連合会（知的障害者）などが終戦直後に相次いで結成され、運動を広げる

1949年 日本で初めての障害者福祉の法律 「身体障害者福祉法」成立

Q. 「身体障害者福祉法」制定に影響を与えた有名な外国人は、次のうちの誰？

1. ナイチンゲール
2. マザー・テレサ
3. ヘレン・ケラー

大きく遅れていた障害を持つ子どもたちへの教育保障

「就学免除」「就学猶予」の名のもとに、障害児の教育を受ける権利は長年保障されなかった。

※就学猶予・就学免除…就学困難な子どもの義務教育を免除・猶予する手続き

入学選考 学校が子どもを選ぶ 障害の重い子に入れなかった。

養護学校の設置が義務化されたのは1979年 戦後の義務教育が始まって30年以上たった。

2. 私 も 働 きたい！

経済成長は 障害者の労働に それほど貢献しなかった。

1960年 身体障害者雇用促進法 成立

知的障害者や精神障害者 重度の障害者は対象外だった。

共同作業所作りの運動

1968年 「ゆたか作業所」が日本で初めての共同作業所として立ち上がる

卒業しても就職できない人たちの居場所をつくりたいと親や中学校の教師たちが働きかけ、工場の一角で楽器の製造を請け負ったのが始まり

- ・「お仕事は楽しかった」「みんなとね 職員と一緒に 一つの机に座ってやったのね」
- ・「うちにおいても 何にもやらんと遊ばせておくのをね」「私 ええとこができたと思う」「おおいうとこなかったら 何にも ぶすーっとしてね」「それで もしか悪いことでもやったら困るもんね」

1年後、発注元の企業が倒産し、工場を追い出される

作業所を運営するスタッフの間に、意見の対立が生まれる

「障害者のペースに合わせるのではなく、今後はもっと営利を追求すべき」

との主張が…

「給料を決めるときは IQ (知能指数) の 200 倍で行きたい IQ50 だった
ら 1 万円とか」 v s 「そんなことで障害者一人ひとりの力を見ていくって何事」
激しい議論の末、利益を求めたスタッフは退職
一般企業から追い出された障害者でも働ける職場をめざそうと確認した

所長や母親たちは、行政や知人をたずね、支援を呼びかける
しかし、なかなか協力は得られなかった

「あそこ行ったら断られて」「あそこ行って 市役所行って 市役所の職員の人と言
い合いしてきて…」「(障害のある子を) 好きで生んだのではない」「いらんわ まあ
(この子を) ここへ置いていくわね」「玄関置いていくわね」「そんなこと言たって
おいてけりやせんのにね」

そんな危機を救ったのは、地元の中 小企業の経営者たちだった
戦後の不況で苦労した経営者たちが、仕事がないなら自分たちでつくるという
心意気に共感したのだ

1 口 5 万円の出資を募り 250 万円を確保、はじめて自分たちだけの作業場を手
に入れた

親会社の倒産からわずか 1 か月、こうして国や自治体ではなく地域の力で運営
する日本初の共同作業所がスタートを切ったのだった (1969 年)

こうしたゆたか作業所の取組は全国各地に広がり、6000 か所を超えた。その後、国
の制度の中に位置づけられ、いまに至っている。

仕事に障害者をあわせるのではなく、障害者に仕事をあわせる、仕事の主人公は
だれかということを実践は確かめていった。

もう一つは、障害者が地域から離れた入所施設ではなく、地域で暮らすことの
大事さが実証された。

脳性まひの人たちの当事者団体「青い芝の会」(1957 年～) の運動

障害者を仲間はずれにすることに対して、激しい運動をした。

車イスでのバス乗車を拒否された時にはみんなでバスに乗り込んで抗議。(1970 年
代) 当事者が声を上げて社会を変えようという本格的な障害者運動の始まり。

3. 私たち抜きに私たちのことを決めないで

国連が定めた 1981 年の国際障害者年

障害がある人もない人も共に暮らせる社会をつくろう国連が呼びかけた、世界的な
キャンペーン

これだけでは各国の障害者政策は十分には進まなかった

そこで生まれてきたのが、強い力のある障害者権利条約をつくろうという動き
世界の障害者たちは「私たち抜きに 私たちのことを決めないで」と訴える
国連は条約作りの際に、当事者たちにも加わってもらうことを決める

2006年 国連総会で障害者権利条約が採択される

日本がこの条約を批准したのは、去年（2014年）1月、世界で141番目のこと

障害者権利条約のポイント

- ◆障害によるあらゆる差別を禁止（合理的配慮を欠くことも差別）
- ◆自分のことは自分で決める権利（自己決定権）
- ◆他の人と平等な暮らし

世界の共通のルールとして決めたことに大きな意味がある

4. 日本のこれからの課題

東日本大震災では 障害者の死亡率が 全住民のおよそ2倍だった

災害という極限状況は 社会の実相を丸裸にする。

2倍の死亡率 2倍の不利益は 日常時から社会に潜んでいた。

権利条約に根を下ろしていくなかに 2倍の不利益、一般市民との格差を普段から埋めていこうというのが条約の主旨。権利条約の時代にふさわしい実践・運動を新しく作っていく必要がある。障害当事者（障害を持つ人自身）にも運動づくりが問われている。

障害者権利条約には、将来の社会のあるべき姿のほとんどが含まれている。

これを北極星に例えて、これをめざして進んでいきたい。